



# 鳥取県公報

令和3年1月29日（金）  
第9270号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	肥料の登録の有効期間の更新（35）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 2 建築計画概要書等の閲覧に関する規程の一部改正（36）（住まいまちづくり課）・・・・ 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出（3件）（37～39）（企業支援課）・・・・・・ 2 開発行為に関する工事の完了（40）（八頭県土整備事務所）・・・・・・・・・・ 4 生産事業者の登録（41）（西部総合事務所日野振興センター）・・・・・・・・・・ 5
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 保安林の指定予定に係る森林所有者等への公示による通知（森林づくり推進課）・・・・ 6 森林法による開発行為の変更許可（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 一般競争入札の実施（米子警察署）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

# 告 示

## 鳥取県告示第35号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

令和3年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び 住所	登録の有効期間
鳥取県 第554号	甲殻類質肥 料粉末	純正カニガラ フレーク	窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0	該当無し	株式会社錦海化成 境港市昭和町7-3	令和3年1月7日 から令和9年1月 27日まで
鳥取県 第555号	甲殻類質肥 料粉末	純正カニガラ ペレット	窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0	該当無し	株式会社錦海化成 境港市昭和町7-3	令和3年1月7日 から令和9年1月 27日まで

## 鳥取県告示第36号

建築計画概要書等の閲覧に関する規程（平成17年鳥取県告示第481号）の一部を次のように改正し、令和3年1月29日から施行する。

令和3年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の3第3項</u>の規定に基づき、建築計画概要書等の閲覧に関する規程を次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。</p> <p>（目的） 第1条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の3第3項</u>の規定に基づき、同条第1項の書類（以下「概要書」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）及び当該閲覧所における概要書の閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の4第3項</u>の規定に基づき、建築計画概要書等の閲覧に関する規程を次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。</p> <p>（目的） 第1条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第11条の4第3項</u>の規定に基づき、同条第1項の書類（以下「概要書」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）及び当該閲覧所における概要書の閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

## 鳥取県告示第37号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- T S U T A Y A 米子東福原店 米子市東福原六丁目822-4 外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社ジェイズクラブ 代表取締役 木口 順一郎 島根県安来市汐手が丘29-7
  - 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 株式会社トイボックス 代表取締役 木口 順一郎 島根県安来市恵乃島町114-15  
変更後 株式会社トイボックス 代表取締役 木口 順一郎 島根県安来市恵乃島町114-15  
ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本 忠久 東京都千代田区外神田二丁目2-15
  - 4 変更年月日  
令和2年11月5日
  - 5 届出年月日  
令和3年1月7日
  - 6 縦覧に供する書類  
届出書
  - 7 縦覧に供する期間  
令和3年1月29日から4月間
  - 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課
  - 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第38号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
米子市米原複合 米子市米原六丁目257 外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麴町五丁目1-1
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所  
変更前 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3-23  
変更後 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1-1  
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所  
変更前 株式会社ジーユー 東京都港区赤坂九丁目7-1  
変更後 株式会社ジーユー 山口県山口市佐山717-1
- 4 変更年月日  
令和2年6月1日
- 5 届出年月日  
令和3年1月12日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間

令和3年1月29日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第39号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス境港店 境港市上道町字岬2177-2 外

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麴町五丁目1-1

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

変更前 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3-23

変更後 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1-1

4 変更年月日

令和2年6月1日

5 届出年月日

令和3年1月12日

6 縦覧に供する書類

届出書

7 縦覧に供する期間

令和3年1月29日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び境港市産業部水産商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第40号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年1月29日

鳥取県八頭県土整備事務所長 的 場 善 博

1 開発許可の年月日及び番号

令和2年6月1日 鳥取県指令第202000055444号

令和2年8月26日 鳥取県指令第202000134745号

令和3年1月7日 鳥取県指令第202000250188号

2 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡八頭町久能寺字小縄手

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡若桜町若桜1122-1

有限会社瀬戸商店 代表取締役 瀬戸 和由

**鳥取県告示第41号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年1月29日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 越 智 浩 明

登録番号	生産事業者の名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
日生-1	株式会社ウッドカンパニーニチナン 代表取締役 平田 広志	日野郡日南町 生山371-1	種穂の精選並びに幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	株式会社ウッドカンパニーニチナン	日野郡日南町生山

**公 告**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和2年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和3年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 採用する自衛官候補生  
陸上要員（男）、航空要員（女）
- 募集期間  
令和3年2月1日（月）から同年3月5日（金）まで
- 試験種目  
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 試験期日及び試験場
  - 試験期日  
令和3年3月13日（土）
  - 試験場  
航空自衛隊美保基地（境港市小篠津町2258）
- 合格発表予定日  
試験実施日に示す日
- 採用予定時期  
令和3年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
- 応募資格  
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- 問合せ先
  - 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
  - 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等  
本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所 (0857-26-4019)  
倉吉地域事務所 (0858-47-3250)  
米子地域事務所 (0859-33-2440)

森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)岸田文代の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和3年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定予定について
  - 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る次の(1)に掲げる土地について、森林法第30条の規定により行った保安林の指定予定の告示(令和2年12月18日付鳥取県告示第655号)の内容(告示の内容)
    - (1) 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡八頭町福地字村ノ内262、字林ノ谷655
    - (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
    - (3) 指定施業要件
      - ア 立木の伐採の方法
        - (ア) 主伐は、択伐による。
        - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
        - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
      - イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 八頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例(平成17年鳥取県条例第96号)第16条の規定により次のとおり公表する。

令和3年1月29日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
公益財団法人鳥取県環境管理事業	米子市明治町105	米子市淀江町小波地	埋蔵文化財発掘調査	5.3252ヘクタール	3.2733ヘクタール	2.8267ヘクタール	令和2年9月16日から令和9年3	令和3年1月20日

センター 理事長 広田 一恭		内	及び不 燃物最 終処分 場の設 置(土地 改良事 業の連 絡道路 建設)の ため			月31日まで
環境プラン ト工業株式 会社 代表取締役 社長 河本 剛	米子市高 島 130 - 1					

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 調達案件の名称及び数量

警察本部庁舎及び警察本部長公舎清掃業務委託 一式

#### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

#### (4) 履行場所

入札説明書による。

#### (5) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

なお、契約に当たっては、入札書に記載した金額を契約金額とすることから、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の建築物内部清掃に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年2月5日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

#### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は

民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号及び第5号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であって、本件調達の公告日現在において、当該事業に係る作業の監督を行う者の必要な資格を有する者と雇用関係を有しているものであること。
- (6) 平成27年4月1日以降に、国、地方公共団体又は国立大学法人の施設を管理するものが発注した延べ床面積が2,000平方メートル以上（2以上の建物の延べ床面積の合計でも可とする。ただし同一契約の場合に限る。）の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課庁舎管理係

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

電子メール k\_tyoushaseibihosa@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

#### ア 交付期間及び時間

令和3年1月29日（金）から令和3年2月24日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

なお、交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へあらかじめ電話により請求すること。

#### イ 交付場所

（1）に同じ

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和3年3月10日（水）午後2時00分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月9日（火）午後5時までとする。

#### イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）



## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す委託業務が履行可能であることを確認する書類を4の(1)の場所に令和3年2月24日(水)午後5時までに持参又は郵便等により提出(ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。)し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、郵便等による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び調達手続特例規則、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とするため、入札者は入札後の聴取及び調査に協力すること。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Tottori Prefectural Police Headquarters and Official Residence of Police Headquarters, 1 Set
- (2) Delivery period : From 1 April, 2021 through 31 March, 2023

- (3) Delivery place : 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM, 24 February, 2021
- (5) Date and time for the submission of tenders : 2:00 PM, 10 March, 2021  
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 9 March, 2021
- (6) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan, TEL 0857-23-0110

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年1月29日

米子警察署長 植 木 昭 博

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

米子警察署・西部免許センター庁舎清掃業務 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

### (4) 入札方法

入札は、紙入札により行う。

契約に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とすることから、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (4) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年2月5日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であって、本件調達の商品日現在において、当該事業に係る作業の監督を行うために必要となる資格を有する者と雇用関係を有しているものであること。
- (6) 平成28年4月1日以降に、国、地方公共団体又は国立大学法人の施設を管理する者が発注した延べ床面積4,500平方メートル以上(2以上の建物の延べ床面積の合計でも可とする。ただし、同一契約の場合に限る。)の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県米子警察署会計課

### 4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒683-0004 鳥取県米子市上福原1266-4

鳥取県米子警察署会計課

電話 0859-33-0110

ファクシミリ 0859-33-0110

電子メール k\_yonagokaikai3@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

#### ア 交付期間及び交付時間

令和3年1月29日(金)から同年3月2日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へあらかじめ電話により 請求すること。

#### イ 交付場所

(1)に同じ

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和3年3月12日(金)午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月10日(水)午後4時までとする。

#### イ 場所

〒684-0004 米子市上福原1266-4

鳥取県米子警察署3階大会議室

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類及び入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を4の(1)の場所に令和3年2月5日(金)正午までに持参又

は郵便等により提出（ファクシミリ及び電子メールによる提出は不可とする。）し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

ただし、郵便等による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載した金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全額又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び調達手続特例規則、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

### (4) 契約書作成の要否

要

### (5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とする場合があるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

### (6) 手続における交渉の有無

無

### (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Tottori Prefectural Yonago Police Station and Western District Driver License Center, 1 Set

(2) Delivery period : From 1 April, 2021 through 31 March, 2024

(3) Delivery place : 1266-4 Kamifukubara, Yonago-shi, Tottori 683-0004 Japan and 1272-2 Kamifukubara, Yonago-shi, Tottori 683-0004 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : noon PM, 5

February, 2021

(5) Date and time for the submission of tenders : 2:00 PM, 12 March, 2021

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 4:00 PM, 10 March, 2021

(6) Please contact : Accounting Division, Tottori Prefectural Yonago Police Station, 1266-4 Kamifukubara, Yonago-shi, Tottori 683-0004 Japan